

別記様式第1号(第四関係)

たいしょうちく かつせいかけいかく
大正地区活性化計画

高知県四万十町

平成29年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 大正地区活性化計画

都道府県名 高知県

市町村名 四万十町

地区名(※1)

大正地区

計画期間(※2)

H29年度～H32年度

目 標 : (※3)

四万十町内でも大正地区の主要産業として位置付け政策的に推進してきた林業振興の分野においては、木材生産性の向上及び地域雇用の確保に加え、地域産業を活用した民間企業との連携や交流人口の拡大によって、地域の活性化や過疎化の抑制に努める。具体的に、高性能林業機械を導入することによるFSC森林認証材の増産、四万十ヒノキブランド化による販売額の向上及び高付加価値化による森林所有者への所得還元など、行政と林業振興の中核を担う四万十町森林組合が強固に連携し、四万十地域の林業と地域資源を活用した施策を推進する。

(機械化による木材素材生産量の増加 H25～H27 : 25,204m³ ⇒ H30～H32 : 32,150m³)

(販売額の増加による森林所有者への所得還元 H25～H27 : 295,581千円 ⇒ H30～H32 : 377,055千円) (地域雇用の増加 34人 ⇒ 35人)

目標設定の考え方

地区の概要:

四万十町は、高知県南西部にある町であり、平成18年に高知県の窪川町、大正町、十和村の2町1村が合併して誕生した。位置は四万十川の中流域にあり、豊富な森林資源を有している。大正地区は旧3町村の中でも林野率が高く、総面積199.32km²のうち林野面積は約18,211ha、そのうち民有林面積は11,937haであり、国有林を含め本地区の総面積の90%以上を森林が占めている。本地区は戦後から営々と続けられてきた造林の推進により、林野面積のうち人工林率が約76%となっており、優良な人工林が形成されている。

本地区の人口は平成27年の国勢調査では2,485人であり、平成22年の国勢調査からの減少率は6.2%となっている。林業は主産業の一つであり、低コストで長持ちすると全国的にも有名な「四万十式作業路」を開設し森林整備を進めながら、良質の「四万十ヒノキ」など豊富な森林資源を活かした林業振興を推進している。

現状と課題

本地区の主産業である林業では、ほとんどの山林が間伐適齢期を迎えているにもかかわらず、木材価格の低迷や高齢化による林業労働力不足等の影響で長らく林業不振が続いているため、豊富な森林資源が活用されていないのが現状である。

現状を打開するためには林業の機械化を推進し、生産性向上による森林所有者への所得還元により、森林に対する意識の醸成、雇用の創出・確保につなげ、更には、環境先進企業等におけるCSR・CSVに関する事業とのフィールドを活用した企業間連携を積極的に展開し、相互の発展と情報発信により、木材製品の流通促進や販路拡大を図り、森林整備のみならず地域産業の発展と活性化に取り組むことが重要である。

今後の展開方向等(※4)

林業の機械化を推進することは、木材素材生産量、販売額の増加及び生産コストの削減が図られ、民有林を一定規模のエリアで集約化(団地化)し、効率的な森林整備を行うことで安定的な事業量の確保が可能となり、収益性の向上、森林所有者への収益還元、林業事業者の安定的な雇用と信頼の構築に繋げていく。また、FSC森林認証材の安定的な生産確保や四万十ヒノキブランド化のための川上から川下までの事業体制を構築する。

また、「高知県協働の森づくり事業」において協定締結しているコクヨ株式会社や麒麟ビール株式会社、四国電力株式会社等環境先進企業との協働により、四万十川流域の自然や地域資源を活用した交流活動を年間4～5回程度実施し交流人口の拡大と地域活性化に努める。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
四万十町	大正地区	地域資源循環活用施設(リサイクル施設)	四万十町森林組合	有	二	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

大正地区(高知県四万十町)	区域面積(※2)	11,937ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 四万十町大正地区は、総面積199.32km ² のうち対象区域の民有林面積は11,937haである。 豊富な森林資源を活用し、雇用の場を創出することが重要であると考えている。		
②法第3条第2号関係: 本地区の人口は年々減少しており、流入人口・交流人口の拡大を図ることが必要である。 本地区の主産業のひとつである林業従事者の雇用の創出は、人口流出を抑制することや、所得の向上を図るうえで重要であり、当該地域の活性化にとって有効かつ適切であると認められる。		
③法第3条第3号関係: 本地区は過疎地域であり、市街地に位置づけられた地域ではない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

過去3年間(平成25年～平成27年)における素材生産量をもとに、計画期間の平成30年～平成32年の3年間での素材生産量および販売額を算出し、増加量比較検討を行う。